

博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年5月14日
公益財団法人日本博物館協会

1. はじめに

新型コロナウイルス感染拡大が続く現状において、多くの博物館が感染予防のために努力されている一方で、こうした状況においてこそ、人々の生活を豊かにするために博物館の役割を果たすべく、さまざまな情報発信に取り組んでおられることに感謝申し上げます。

今般の緊急事態宣言延長に伴う今後の対処方針において、感染予防策を講ずることを前提としつつも、博物館や美術館が開放（開館）する対象施設に含まれたことは、博物館の社会基盤としての重要性が認められた証でもあり、再開に向けた明るい兆しであると言えます。

しかし、未だ予断を許さない厳しい現状を踏まえると、各施設の再開については、感染予防に対して最大限の対策を実施することが前提条件として不可欠です。

今回お示しするガイドラインは、国の方針を踏まえ、全国の博物館が施設の再開に向けて、新型コロナウイルス感染拡大予防対策として実施すべき基本的事項を整理したものです。

博物館には多くの館種があり、館種によっては本ガイドラインの詳細版が必要になることも想定しています。また、施設の状況によって直ちに対応・導入することは難しい事項も含まれているかと思います。すべての項目の実施が開放（開館）の必須条件ではありませんが、基本となる感染予防策を実施した上で、より感染予防効果を高めるための推奨事項として、今後の計画の参考にさせていただきたいと思います。

各博物館におかれましては、施設の開放（開館）に際し、利用者と職員の安全を確保するための感染予防対策実施の必要性を十分ご理解いただき、各施設の対策実施において本ガイドラインを有効に活用いただければ幸いです。

2. 本ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月4日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「対処方針」という。）を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月4日。以下「提言」という。）において示されたガイドライン作成の求めに応じ、博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防対策として実施すべき基本的事項を整理したものです。

対処方針においては、特定警戒都道府県において、「例えば、博物館、美術館、図書館などについては、住民の健康的な生活を維持するため、感染リスクも踏まえた上で、人が密集しないことなど感染防止策を講じることが前提に開放することなどが考えられる。」とされており、特定警戒都道府県以外の都道府県においては、「クラスターの発生が見られない施設については、「入場者の制限や誘導」「手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置」「マスクの

着用」等の要請を行うことを含め、「三つの密」を徹底的に避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとることなどをはじめとして基本的な感染対策の徹底等を行うことについて施設管理者に対して強く働きかけを行うものとする。」とされています。

こうした方針に基づき、本ガイドラインでは、全国の博物館について、施設を開放（開館）することとする場合の前提となる感染防止対策に関する基本的事項を定めることとし、提言4.（2）「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」、別添『『新しい生活様式』の実践例』及び「緊急事態措置の維持及び緩和等に関して（令和2年5月4日付 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）」を参考に、博物館において想定される場面ごとに、具体的な感染拡大予防対策を規定しています。

博物館を管理する者（以下「施設管理者」という。以下同じ。）は、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」、「リスク評価」及び「展覧会（常設展示・屋外での展示を含む。）の実施に際して講ずるべき具体的な対策」を踏まえ、展覧会の実施に関する様態等も考慮した創意工夫も図りつつ、新型コロナウイルスの感染防止に取り組むとともに、社会基盤としての役割を継続的に果たすよう努力することが求められます。

各館における開放（開館）するかどうかの判断にあたっては、引き続き、施設が所在する都道府県の知事からの要請等を踏まえて適切に対応してください。なお、閉館を継続する場合、施設に来館しなくても、施設所蔵の美術品等の閲覧や解説等、博物館が提供可能な情報をオンライン上で利用できるコンテンツの公開を推進するなどの工夫を行うことが望まれます。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の対処方針の変更のほか、新型コロナウイルスの感染の動向や専門家の知見等を踏まえ、必要に応じて適宜改訂を行うものとします。

3. 感染防止のための基本的な考え方

施設管理者は、施設の規模や催事の形態を十分に踏まえ、施設内及びその周辺地域において、当該施設の従業員や出入りする民間事業者等（以下「従事者」という。）及び施設に来館する者（以下「来館者」という。）への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講ずることが求められます。

特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人々が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（いわゆる「三つの密」）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、本ガイドラインは、こうした場の発生を防ぎ、自己への感染とともに、他人への感染を徹底して予防することを旨としています。

4. リスク評価

施設管理者は、新型コロナウイルスの主な感染経路である①接触感染、②飛沫感染のそれぞれについて、従事者や来館者の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討することが求められます。

また、開放（開館）に伴って、注目を集める特別展はもとより、人気のある常設展等などは、多くの来館者や県境をまたいだ人の移動が惹起されることもあり、以下の③及び④で述べるリスク評価についても留意が必要です。

① 接触感染のリスク評価

他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ・肘掛、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、券売機、音声解説用機器・車椅子等の貸出機材 等）には特に注意が必要。

② 飛沫感染のリスク評価

施設における換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるか、施設内で大声などを出す場所がどこにあるかなどを評価する。

③ 集客施設としてのリスク評価

現下の状況にあって施設の活動を再開した場合に、大規模な来館等が見込まれるかどうか、県境をまたいだ来館が見込まれるか、人と人との距離が確保できるほどの来館にとどまるかどうかなどを、これまでの施設の来館実績等に鑑み、評価する。

その上で、入場制限の判断基準となる施設全体及び諸室への収容可能な来館者数（来館自粛区域の設定を含む。）を評価する。

④ 地域における感染状況のリスク評価

施設が所在する地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の施設管理への影響について評価する。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化することが必要となる可能性がある。

5. 展覧会（常設展示・屋外での展示を含む。）の実施に際して講ずるべき具体的な対策

① 総論

- ・ 提言に基づく感染拡大防止策を徹底することが重要であり、例えば、人との接触を避け、対人距離を確保（できるだけ2 mを目安に）することが前提。
- ・ 感染防止のために入館制限を実施することが必要な場合は、施設の状況に即した方法の導入が求められる。例えば、以下のような方策が考えられる。
 - － 入館可能時間、入館可能な人数の制限 等
 - － 大人数での来館の制限 等

- 日時指定予約や時間制来館者システムの導入
- 招待制の導入
- ・ 特定警戒都道府県内にある博物館は、リスク評価の結果を踏まえ、施設が所在する都道府県の知事からの要請等に留意し、一層の館内外における過密解消、感染拡大防止に向けて必要な対応を取ることが求められる。例えば、より厳しい入場規制の実施、完全予約制の導入等の検討などが考えられる。
- ・ 「リスク評価」の結果、具体的な対策を講じても十分な対応ができないと判断された場合は、展覧会は中止又は延期とし、館内のガイドツアーや各種プログラム（ギャラリートーク、ワークショップ、学校用プログラム、子供向け体験プログラム 等）についても同様の扱いとする（同様に、第三者に施設を貸し出し行われる公演等の開催についても、当該公演等の主催者に対して開催の自粛を促す。）。
- ・ 感染防止対策の実施及び感染の疑いのある者が発生した場合の対応に際し、速やかな連携が図れるよう、所轄の保健所等との連絡体制を整える。
- ・ 高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、サービス提供側においても、より慎重で徹底した対応を検討する必要がある。
- ・ 施設内で体調を崩し感染が疑われる者が発生した場合、以下のような対応が求められる。
 - 速やかに別室へ移し隔離する。
 - 対応する従事者は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講ずる。
 - 救急搬送を要請し医療機関へ搬送するとともに事後の状況を把握する。
 - 当該者が感染していた時には保健所等との連携の下に、速やかな情報公開等事後の対策を講ずる。
- ・ 感染者の発生等にもない、保健所等の指導による展示室等の消毒が行われる場合、露出展示されている展示物や展示ケースへの悪影響に備え、予め、展示物や展示ケースと来館者の距離を長めに設定し、導線を検討する必要がある。

② 来館者の安全確保のために実施すること

- ・ 来館前の検温実施の要請のほか、来館自粛を求める条件を事前にホームページ等で周知するとともに、施設の入口に明示する。
 - 37.5℃以上の発熱があった場合
 - 咳・咽頭痛などの症状がある場合
 - 過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある場合等
- ・ サーモグラフィ等による来館者に対する検温を実施し、一定値以上の発熱がある場合は入館をお断りすることも有効。
- ・ 感染者が発生した際には来館者への注意喚起を行える体制を講ずる必要がある（ホームページ上での感染者発生事実の周知・来館者自身が来館日時を記録することを促す等）。なお、来館者の氏名及び緊急連絡先を記載した名簿を作成することも考えら

れるが、その場合、来館者に対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知するなど、個人情報適切に取り扱うことが求められる。

- ・ 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒を要請する。消毒液は、当該場所に最適なものをを用いることとし、不足が生じないよう定期的な点検が必要（以下、消毒に関する記載において同じ。）。
- ・ オーディオガイド、ベビーカー、車椅子等の貸出物について十分な消毒を行うとともに、十分な消毒が行えない場合は貸し出しを中止する。
- ・ パンフレット等の配布物は手渡しで配布せず据置き方式とする。

③ 従事者の安全確保のために実施すること

- ・ 従事者の緊急連絡先や勤務状況を把握する。
- ・ 従事者に対して定期的な検温を促し、特に 37.5℃以上の熱が記録された場合は、必要に応じて医療機関、保健所等の受診を促すとともに、診断結果を館内で記録する。さらに、発熱の他に、下記の症状に該当する場合も、自宅待機とする。
咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐
- ・ 咳エチケット、マスクの着用、手洗い・手指の消毒を徹底して実施する。
- ・ ユニフォーム等をこまめに洗濯する。
- ・ 従事者から来館者に対する留意事項の説明や誘導のために必要な発話、及び来館者の質問に直接対応する機会を極力減らすために、館内放送やボード等による案内を活用する。
- ・ 施設の管理・運営に必要な最小限度の人数とするなど、ジョブローテーションの工夫を継続的に行う。
- ・ 従事者に感染が疑われる場合には、保健所等の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

④ 展覧会の実施に当たって特に留意すべきこと

- ・ フロアマーカー等の設置等の工夫を行い、来館者同士の距離を確保する（最低 1 m（できるだけ 2 mを目安に））。
- ・ 直接手で触れることができる展示物（ハンズオン）は感染リスクが高いため展示しないことを原則とし、止むを得ない場合は職員が管理して消毒を徹底する。また、屋外展示の場合は、鑑賞者が作品に直接手で触れることのないよう注意喚起や鑑賞方法の工夫を行う。
- ・ 展示室（屋外展示の場合は展示エリア）ごとの人数制限や自動音声による注意喚起など、特定の展示作品の前に大勢の人数が滞留しないための措置を講ずる。
- ・ 展示室内（屋外展示の場合は展示エリア）における会話制限を行う。
- ・ 展覧会の実施に際した飲食物の提供は行わない。

⑤ 施設管理

ア) 館内

- ・ 清掃、消毒、換気を徹底的に実施する。
- ・ 展示室の入口等に行列が生じる場合、最低 1m（できるだけ 2m を目安に）の間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないよう工夫を行う。
- ・ 他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場を最低限にする。特に高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ・肘掛、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、券売機、音声解説用機器・車椅子等の貸出機材 等）に留意する。
- ・ 展示室、特に展示ケースのガラス面の清掃時における感染防止のため、消毒を徹底する必要がある。また、来館者がケースに触れる機会を減らすために、パーテーション等を使ってケースと入館者の間に距離を置く対策も有効。
- ・ 清掃やゴミの廃棄を行う者には、マスクや手袋の着用を徹底する。
- ・ 清掃やごみ廃棄作業を終えた後は、必ず手洗いをを行う。

イ) 窓口

- ・ 現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインチケットの販売や、キャッシュレス決済の導入を検討する。
- ・ 対面で販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽する。
- ・ チケット窓口に行列ができる場合は、最低 1m（できるだけ 2m を目安に）の間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないように工夫する。

ウ) ロビー、休憩スペース

- ・ 対面での飲食や会話を回避するよう促す。
- ・ 休憩中に、人が滞留しないよう、間隔を置いたスペース作り等の工夫を行う。
- ・ 常時換気を行う。
- ・ テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行う。
- ・ 従事者が使用する際は、入退室の前後に、手洗いや手指消毒を行う。

エ) トイレ

- ・ 不特定多数が接触する場所は、清掃・消毒を行う。
- ・ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・ ペーパータオルや個人用タオルを準備する。ハンドドライヤーは使用しない。
- ・ （トイレの混雑が予想される場合、）最低 1m（できるだけ 2m を目安に）の間隔を空けた整列を促す。

オ) レストラン、カフェテリア、ミュージアムショップ等

テナント事業者等と連携の上、以下の措置を講ずる。

- ・ 現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインチケットの販売や、キャッシュレス決済を推奨する。
- ・ 対面で販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽する。
- ・ 飲食物を提供する場合、家族等の一集団と他の集団との距離が概ね2m以上となるよう座席を配置するよう、各店舗において席の位置を工夫する。
- ・ 混雑時の入場制限を実施する。
- ・ 施設内の換気を徹底する。
- ・ 食器、テーブル、椅子等の消毒を徹底する。
- ・ 飲食施設に関わる従業員は、体調管理、マスクの着用及び手指消毒を徹底し、飲食施設の利用者も手指消毒を行ってから入場する。
- ・ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- ・ 物販を行う場合は、多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は取り扱いわない。

⑥ 広報・周知

- ・ 従事者及び来館者に対して、以下について周知する。
 - － 健康状態等による来館自粛の徹底（37.5℃以上の発熱、咳・咽頭痛などの症状がある場合。さらに、発熱の他に、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐がある場合も来館の自粛を要請する。）
 - － 社会的距離の確保の徹底
 - － 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底
 - － 差別防止の徹底
 - － 本ガイドライン及び施設ごとの対応方針の徹底

6. 博物館における公演等の開催に際して、公演主催者が講ずるべき具体的対策

施設において、講演会、コンサートや演劇等の公演等（以下「公演等」という。）が開催される場合には、以下の措置を講ずることとし、その際、措置を講ずるべき主体は、公演等の主催者であることに留意し、施設管理者との連携・協力の下で以下の対策を実施することが求められます。

ア) 公演等前

- ・ 事前に把握している範囲で、各回の公演等ごとに、当該公演等の来場者（以下「公演来場者」という。）の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。また、公演来場者に対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知する。

- ・ 公演等のスタッフ（以下「公演スタッフ」という。）の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。また、公演スタッフに対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知する。
- ・ 本ガイドライン及び施設ごとの対応方針について、全員に周知徹底を図る。
- ・ 現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインチケットの販売や、キャッシュレス決済を推奨する。
- ・ 来館前の検温の実施の要請のほか、来館を控えてもらう条件を事前に周知する。

イ）公演等当日

- ・ 公演来場者の感染防止策として以下の措置を講ずる。
 - － 体温管理・衛生管理等を実施する。
 - － マスク着用及び定期的な手指消毒を奨励する。
 - － 座席は原則として指定席とする。
 - － 十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）を確保する。
 - － 公演等中の公演来場者同士の接触は控えるよう周知する。
 - － 公演来場者と接触するような演出（公演来場者をステージにあげる、ハイタッチをする 等）は行わないこととする。
 - － 場内における会話制限を実施する。
 - － 公演等に係るグッズを対面で販売する場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽する。
- ・ 公演スタッフの感染防止策として以下の措置を講ずる。
 - － 催事の運営に必要な最小限度の人数とする。
 - － マスク着用や手指消毒を徹底する。
 - － 自宅で検温を行うこととし、37.5℃以上の発熱がある場合には自宅待機とする。さらに、発熱の他に、下記の症状に該当する場合も、自宅待機とするよう促す。
咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐
 - － 公演スタッフの緊急連絡先や勤務状況を把握する。
 - － 公演スタッフに感染が疑われる場合には、保健所等の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。
- ・ 公演来場者に対する検温実施等を行い、以下に該当する者の入館制限を実施する。
 - － 来館前に検温を行い、37.5℃以上の発熱があった場合
 - － 咳・咽頭痛など、上記公演スタッフに自宅待機を促す症状がある場合
 - － 過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある場合
- ・ 公演等の会場入口に行列が生じる場合、最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないよう工夫を行う。
- ・ 公演等に限定したチケット窓口を設置して対面で販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽する。

- ・ 公演等の前後及び休憩中に、会場内の換気を行う。
- ・ 券種やゾーンごとの時間差での入場、退場等の工夫を行う。
- ・ 入待ち・出待ちは控えるよう呼びかける。
- ・ 感染が疑われる者が公演等中に発生した場合は、5. ①と同様に取り扱う。
- ・ 感染が疑われる者が公演等の終了後に発生したことが判明した場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

備考；博物館における感染予防対策の実施については下記の情報もご参照ください。

- ・ 新型コロナウイルス対応（国の方針等）；<https://corona.go.jp>（内閣官房）
- ・ 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について（文化庁）；
https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/20200206.html
 - ・ 令和2年度補正予算案等における文化芸術関係者への支援
（文化施設（博物館・劇場・音楽堂）の感染症防止対策事業（補助金）等について）
https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/pdf/20200206_10.pdf
 - ・ 博物館、劇場・音楽堂における事業活動を支える事業者等に対する経済的支援策について（令和2年5月1日）
https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/pdf/202005011715_01.pdf
 - ・ 新型コロナウイルス感染症予防にかかる美術館博物館等の作品消毒の窓口 について（令和2年4月24日）
https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/pdf/202005011715_01.pdf
- * 博物館等文化財や多様な資料が展示・保管されている空間では、消毒液等を使用せずに不活性化を待つことが望ましいとされますが、今回の状況では消毒液の使用や通常と異なる換気等の措置が必要と判断される場合も想定されます。その際、文化財や資料等の保全に関し疑問や質問のある施設は、上記「作品消毒の窓口」にお尋ねください。
- ・ 館種組織による独自のガイドライン；
日本動物園水族館協会（暫定版）